

## ▶ 仕事・産業

- 問 商工観光課 商工振興班 ☎773-6665(商工業に関すること)  
農林課 農業振興班 ☎773-6663(農業に関すること)

## ▶ 企業立地促進

市内に下記の業種企業の立地を促進するため、一定の条件を満たした場合、固定資産税の課税優遇措置、奨励金の交付を行います。

### ▶ 業種

製造業・情報処理サービス業・道路貨物運送業・倉庫業・こん包業・卸売業など

### ▶ 条件

- 新設 投下固定資本総額5,000万円以上で、  
常用雇用者10人以上採用  
増設 投下固定資本総額3,000万円以上で、  
常用雇用者5人以上採用  
移設 投下固定資本総額3,000万円以上で、  
常用雇用者3人以上採用

### ▶ 支援内容

- ・地元新規雇用者1人につき30万円(3年に分け、3分の1ずつ)の奨励金を交付(3,000万円を限度)
- ・用地取得費の20%の奨励金を交付(2億円を限度)
- ・対象となる固定資産税を事業開始から3年間課税免除(※)  
※地域経済牽引事業計画を作成し、県の承認、国の確認を受けた企業が対象

## ▶ 中小企業向け制度融資

### ▶ 地方産業育成資金

- 対象 市内に住所、または事業所がある人で、現に事業を営んでいる中小企業者(法人・個人)
- 限度額 1,000万円(限度額以内なら1金融機関2口まで可能)
- 利率 年1.70%~2.20%
- 期間 ・運転資金…5年以内(据置6か月以内含む)  
・設備資金…7年以内(据置6か月以内含む)
- 担保・保証人 取扱金融機関の定めによる

### ▶ 信用保証の補給

- 県、または市の指定の制度融資利用者を対象に、新潟県信用保証協会による信用保証料の一部を市が補給します。

### ▶ 県の制度融資

新潟県も、中小企業者の経営の安定と活性化を図るため、融資制度を設けています。

- 問合せ 新潟県産業労働部 創業・経営支援課 金融係 ☎025-280-5240



## ▶ 小規模事業者経営改善資金貸付利子補給

(株)日本政策金融公庫が行う国民生活事業経営改善資金の借入者に対して、利子の一部を補給します。

- 対象 市内で事業を営む人で、従業員数が20人以下の事業所(商業サービス業は5人以下)
- 補給率 年利0.85%以内
- 期間 借入れから3年間
- 経営改善資金の詳細内容は、日本政策金融公庫のウェブサイトをご覧ください。
- 申込み 市内各商工会

## ▶ 中小企業向け研修受講料補助制度

市内に事業所がある中小企業に対して、中小企業大学校などが実施する研修の受講料の2分の1を補助します。(1年ごとに、1事業所3人以内)

## ▶ 南魚沼市WEB企業ガイド

新規学卒者、U・Iターンなど南魚沼市での就職希望者向けに、市内企業情報を市ウェブサイトで紹介しています。



## ▶ 創業支援セミナー

創業を希望している人、創業や事業継承後もない人を対象に、経営、財務、人材育成、販路開拓などを学ぶ無料セミナーを開催しています。



- 申込み 商工観光課か市内各商工会

## ▶ 創業支援補助金

市内で新たに創業する人に対して、その創業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付します。申請には、創業支援セミナーの受講など条件があります。



- 補助額 審査により決定(補助対象経費の1/2以内限度額100万円)

## ▶ ハローワーク南魚沼

問 ハローワーク南魚沼 ☎772-3157

就職活動中の人に対する職業相談や、求人企業への職業紹介業務、失業給付に関する事務事務のほか、人材を求める企業からの求人申込みや雇用保険に関する各種業務を行っています。

- 所在地 八幡20-1



## 認定農業者制度

問 農林課 農業振興係 ☎773-6663

自ら経営改善に取り組む意欲のある農業者が、農業経営基盤強化促進法に基づき、5年後を目標に「農業経営改善計画」を作成し、それを市が認定します。その計画達成に向けて県、市、農協などの関係機関から支援や優遇を受けることができます。

## 地産地消・食育

「地産地消」とは、地元で生産されたものを地元で消費することで、安心・安全な生産物へのニーズや健康志向が高まり、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されています。市では、道の駅や市内各地の農産物直売所での販売や、学校給食などに使用することで「地産地消」を進めています。

## ▶ 土地・建物・都市計画

## 農業振興地域制度

問 農林課 農業振興係 ☎773-6663

市内は、都市計画用途地域などを除くほぼ全域が、農業振興地域に指定されています。その中で、農地として利用すべき地域を「農用地域」に指定しています。農用地域内の土地は、農業上の利用を確保するため、原則として農業以外の利用はできません。

やむを得ず他の目的(住宅・駐車場・資材置場・店舗など)に利用する場合は、あらかじめ、その土地を農用地区域から除外する必要があります。

## 農地を耕作目的で権利移転するには

問 農業委員会事務局 農地係 ☎773-6664

農地の所有権移転(売買・贈与・交換)や貸借をするには、農業委員会の許可が必要です。許可を受けないで行った権利の移動は、効力が生じません。

※申請人の農業の経営状況で提出書類が異なります

## 農地を農地以外の目的で使用するには(農地転用)

農地に住宅や農作業所などを建てる、農地を駐車場や資材置場として使用するなど、農地を耕作以外の目的で使用する場合は、事前に農地転用の許可が必要です。許可を受けないで無断で農地転用した場合や、転用許可の事業計画以外に転用した場合は、原状回復命令や罰金などの罰則が適用される場合があります。

農地転用の許可は、農地の一部を使用する場合や、一時的に使用する場合にも必要です。

## 都市計画

問 都市計画課 都市計画係 ☎773-6662

### ●都市計画区域

市では、人が住める場所はすべて、都市計画区域(非線引き)として指定しています。

### ●用途地域

将来像にあった市街地形成の誘導・保全のため、10種類の用途地域を指定し、土地利用の誘導を図っています。地域内では用途の種類ごとに、建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さ、日影などに対して制限がかかります。

準防火地域や地区計画、特別用途地区などに指定されている地区内は、用途地域による制限のほかにも制限がかかります。

### ●都市計画施設

円滑な都市活動を支え、生活する人の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するための施設(重要な道路や公園など)です。施設の用地として計画が定められた土地は、たとえ自分の所有地でも、許可を受けなければ建築物などを建築することはできません。

用途地域の範囲や制限の内容は、お問い合わせください。

## 都市計画総括図・地形図の販売

都市計画総括図(1/10,000)や地形図(1/2,500、1/10,000、1/25,000、1/50,000)を販売しています。

## 開発行為

・建築物などを建築する目的で、3,000㎡以上の土地の区画形質を変更する場合は、事前に、市の許可が必要です。

・宅地分譲や建売分譲、賃貸住宅を建築する目的で、1,000㎡以上の土地の区画形質を変更する場合は、事前に、市との協議が必要です。

## 土地売買の届出

・5,000㎡以上の土地売買の契約を行った場合は、契約日を含めて14日以内に、市を経由して県への届出が必要です。

・一定面積以上(都市計画区域内:10,000㎡以上、都市計画施設の計画区域内:100㎡以上)の土地売買の契約を行う場合は、契約日の21日前までに、市への届出が必要です。

## 建築確認申請

建築物の建築(新築、増築、改築、移転)などを行う場合は、事前に、県の建築主事または、民間の指定確認検査機関から確認を受ける必要があります。

建築確認申請の必要有無は、県の建築主事にお問い合わせください。

### ●問合せ先

新潟県南魚沼地域振興局 地域整備部 建築課  
☎025-772-3958